

様式第4号（第2条関係）

公園占用許可申請書

令和 年 月 日

（あて先）白山市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり公園を占用したいので、都市公園法第6条第2項の規定により申請します。

都 市 公 園 名	
占 用 の 場 所	
占用物件の種類、構造 及 び 数 量	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
占 用 面 積	m ²
占用物件の管理方法	
工 事 の 方 法	
工 事 の 期 間	令和 年 月 日着手 令和 年 月 日完了
公園の復旧方法	
そ の 他	

注 設計書、仕様書及び図面を添付すること。

様式第7号（第4条関係）

第 号

公園占用許可書

住所
氏名 様

令和 年 月 日付けで申請のあった公園の占用については、次のとおり許可します。

令和 年 月 日

白山市長 山田憲昭 印

都市公園名	
占用の場所	
占用物件の種類、 構造及び数量	
占用の目的	
占用の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
占用面積	m ²
使用料	円
許可条件	

【許可条件】

- 1 工事中の占用区域
(イ) 延長及び幅員 特に指定しない(最小限) (ロ) 面積 m^2
- 2 復旧範囲 前項の占用区域に影響幅を加えたものとし、公園管理者の指示による。
- 3 占有者がその住所又は氏名を変更したときは直ちにその旨を管理者に届けること。
- 4 占有工事に着手するときは、管理者に工事着手届を提出して、その指示をうけること。また占有物件を設置し復旧を終えたときは、直ちに管理者に工事完成届及び工事完成写真を提出してその検査を受けること。
- 5 占有物件及び占有工事の施行により第三者に損害を与えた場合は、すべて占有者がその賠償の責を負うこと。
- 6 占有期間中、その物件が公園管理上又は公園工事の施行上あるいは公益上支障となり、許可条件を変更し又は許可を取り消したいときは、若しくは占有者が許可事項を違反したため撤去が命ぜられた場合は、占有者は自己の負担において物件を撤去し、公園を原状に回復しなければいけない。
- 7 占有期間が満了した場合又は占有を廃止した場合は都市公園法第10条の規定により、公園を原状に回復しなければならない。なお、原状回復を行うときは届け出ること。
- 8 占有期間の満了後も継続して占有しようとする場合は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。
- 9 復旧工事及び原状回復の工事を施行し、管理者の竣工検査を受け、合格の日から起算して、1年間を公園又は構造物、樹木等の公園施設の担保期間とする。この期間中に復旧箇所が破損し、又はこれに起因する自己及び周囲の施設に損害を与えたときは、占有者の負担において、管理者の指示により復旧を行い損害の賠償を行うこと。
- 10 占有期間中は、都市公園法、白山市都市公園条例、その他関係法規を遵守するとともに、公園管理者の指示に従うこと。
- 11 電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。
- 12 水道管、ガス管又は下水道管の本線を埋設する場合には、その頂部を地面との距離は原則として1.5m以下としないこと。ただし、幅員5m以上の園路その他通常重量物の圧力を受けるおそれの多い場所の地下に下水道管の本線を埋設する場合には、原則として3m以下としないこと。
- 13 法第7条第3号に掲げるもの並びに第12号第2号の二に掲げる水道施設及び下水道施設については、その頂部と地面との距離は、原則として1.5m以下としないこと。
- 14 防火用貯水槽で地下に設けられるものについては、その頂部と地面との距離は、原則として1m以下としないこと。
- 15 第12条第2号の二に掲げる変電所については、その頂部と地面との距離は、原則として3m以下としないこと。
- 16 第12条第3号に掲げるものを園路の上に設ける場合には、その園路の上に設けられる部分の最下部と園路との距離は、原則として4.5m以下としないこと。
- 17 警察署の派出所の建築面積は、 30 m^2 以内、天体、気象又は土地観測施設の建築面積は 10 m^2 以内であること。
- 18 変圧塔を設ける場合には、当該都市公園は、5ha以上の敷地面積を有するものであること。
- 19 第12条第9号に掲げる施設を設ける場合には、当該都市公園は当該市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域に近接するもので0.5ha以上の敷地面積を有するものであり、占有する公園施設は広場とし、建築面積の総計は、広場の敷地面積の100分の30を超えないこと。
- 20 第12条第2号に掲げるものについては、当該都市公園は、建設省令で定める基準に該当するものであること。
- 21 白山市は使用財産の価格が高騰したとき、使用財産につき特別の費用を負担することになったとき、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)が改正されたとき、その他正当な理由があると認めるときは使用料の増額をすることができるものとする。